



令和元年8月8日
航空局首都圏空港課

2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し 羽田空港において国際線を増便します

国土交通省は、首都圏の国際競争力強化や訪日外国人旅行者の受入れ等のため、2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し、羽田空港において国際線を年間約3.9万回増便することといたしました。

■ 1. 飛行経路の見直しについて

- 羽田空港に離着陸する航空機は、一定の時間帯に限り、新たな飛行経路にて運用することになります。新たな飛行経路については、別紙1をご参照ください。

■ 2. 羽田空港における新飛行経路の運用開始・国際線増便について

- 首都圏の国際競争力の強化や地域と海外の交流による地域活性化、訪日外国人旅行者の受入れ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な開催のためには、羽田空港の機能強化・国際線増便が必要不可欠です。
- このため、新飛行経路の運用等による羽田空港の機能強化については、これまで計4回の「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」において関係自治体等との協議を重ねるとともに、住民の皆様にご丁寧な情報提供を実施してまいりました。
- 2019年8月7日に開催された第5回の協議会においては、関係自治体等から、
 - ・国がこれまで実施してきた騒音・落下物対策や丁寧な情報提供（別紙2ご参照）、及び協議会で新たにお示しした追加の対策（別紙3ご参照）について評価する旨並びに国に対してしっかりとした対策を講じることを求める旨のご発言、
 - ・今後、羽田空港の機能強化に関してスケジュール（別紙4ご参照）に基づいて進めることを求める旨のご発言、
 - ・羽田空港の機能強化に関し、国の事業として国の責任の下で進めるものと理解している旨のご発言、
 - ・首都圏全体での騒音共有の実現の第一歩として評価する旨のご発言、等をいただきました。国土交通省としましては、これらのご発言や住民の皆様方に引き続き心配の声があることを踏まえ、頂いたご意見・ご要望をしっかりと受け止め丁寧に対応する旨回答いたしました。
- こうした状況を踏まえ、国土交通省としては、2020年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便いたします。
- 新飛行経路の詳細や騒音・落下物対策、国際線増便に向けた各プロセスの詳細等については、引き続き、ホームページ*等によりお知らせさせていただきます。

※：「羽田空港のこれから」HP：<https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>

<お問い合わせ>

国土交通省 航空局 首都圏空港課 飯田、鈴木、須山

電話：03-5253-8111(代表) 03-5253-8716(直通) FAX：03-5253-1658